

青森市立西中学校部活動に係る活動方針

令和4年4月1日

青森市立西中学校

はじめに

- 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動を通して、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等を図っていくものである。
- 部活動の実施に当たっては、全職員の共通理解のもと、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部活動顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、保護者にも活動の主旨及び内容を十分理解してもらい、学校全体の教育活動として適切な運営を図っていく。
- 本活動方針は、運動部活動及び文化部活動を含めた全部活動の活動方針である。

1 適切な運営のための体制整備

- (1) 毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- (2) 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- (3) 生徒や教職員の数等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、以下の部活動を設置する。

運動部	野球部、ソフトボール部、サッカー部、陸上競技部、ソフトテニス部 卓球部、剣道部、バスケットボール部、バレーボール部、バドミントン部
文化部	科学部、美術部、園芸部、合唱部
特 設	水泳部、相撲部、吹奏楽部

- (4) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、部活動顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

2 適切な休養日等の設定

(1) 休養日の設定

- ア 週当たり2日以上休養日を設ける。（長期休業中も同様）
 - ・平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日以上を休養日とする。
- イ 毎週水曜日の定時退下日をリフレッシュデーとし、部活動休止日とする。
- ウ 週休日に大会参加等で活動し、休養日にあたる日を活動日とした場合は、原則、次の週の平日に休養日を設ける。
- エ 部活動以外の多様な活動を行うことができるよう、長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- オ 以下の期間を学校共通休養期間（オフシーズン）とする。
 - ・入学式に係る期間 2日間（4月6日～4月7日）
 - ・第1回定期テストに係る期間 5日間（5月23日～5月27日）
 - ・第2回定期テストに係る期間 5日間（7月4日～7月8日）
 - ・学校閉庁日に係わる期間 3日間（8月13日～8月15日）
 - ・第3回定期テストに係る期間 5日間（8月29日～9月2日）
 - ・西中祭に係る期間 6日間（10月11日～10月16日）

- ・第4回定期テストに係る期間 5日間（10月24日～10月28日）
- ・第5回定期テストに係る機関 5日間（12月12日～12月16日）
- ・年末・年始休業 6日間（12月29日～ 1月 3日）
- ・第6回定期テストに係る期間 5日間（ 2月20日～ 2月24日）
- ・卒業式に係る期間 2日間（ 3月13日～ 3月14日）
- ・年度末に係る期間 1日間（ 3月24日）
- ・長期休業前に係る期間 2日間（ 7月21日、12月23日）

カ 直近に大会やコンクール等がある等、特別な事情がある場合は、校長に申請し、許可を得れば部活動休止日及び休養日に活動できる。ただし、参加した大会やコンクールの翌週に休養日を設ける。

(2) 活動時間の設定

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（週休日を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

ア 練習を行っている時間を活動時間とし、移動や準備・片付けにかかる時間は含まない。

イ ハイシーズンを設定することができ、平日は最大で1時間、休日は最大で3時間まで延長して活動できる。

ウ 年間の上限を620時間とし、毎月の上限を60時間とする。ただし、大会参加については、活動時間に含めない。

1週間で11時間（平日2時間×4日＝8時間、休日3時間×1日＝3時間）

1ヶ月で60時間（1週間11時間×4週間＝44時間、1ヶ月の日数による調整＋6時間、ハイシーズン設定による延長＋10時間）

1年間で620時間（1ヶ月60時間×12か月＝720時間、

学校共通休養日57日分－約100時間）

(3) 主要な大会等の活動について

中学校体育連盟が主催する大会や文化部の連盟等が主催する主要な大会等に向けた活動においては、重点的に取り組む時期であるが、過度な負担とならないよう配慮すること。また、別の日に休養日を設けるなど、十分な休養が確保できるよう留意すること。

3 学校単位で参加する大会等について

校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度にならないことを考慮して、参加する大会、コンクール等を精査する。

(1) 各部活動において、年間を通じて出場できる大会やコンクールの上限の数を10とする。

(2) 出場した大会の上位大会に該当する大会は、勝ち進んでいるものと捉え、総合して「1」とカウントする。

例：地区大会優勝→県大会優勝→東北大会優勝→全国大会優勝で参加「1」とする。

4 運営上の留意点

(1) 入部について

新年度の生徒会説明会において部活動についてのガイダンスを行い、十分な期間を設定して、部活動体験を行い、3年間継続して活動できそうな部活動を考え、保護者と相談する。部活動組織会で作成した入部届を提出することによって手続きが完了し、部員として活動ができる。2・3年生については継続加入になるものの、部活動組織会で入部届を提出することによって保護者の

同意を確認する。

(2) 退部について

退部を希望する場合は、学級担任及び部活動顧問に相談し、部活動顧問や保護者とも十分に協議をした上で退部届を作成する。部活動顧問に退部届を提出することによって手続きが完了する。

(3) 転部について

部活動の変更を希望する場合は、退部についての手続きが完了後、部活動体験を1ヶ月行う。体験終了後、学級担任や部活動顧問、保護者と協議した上で入部届を作成できる。

(4) 自転車使用について

校外での練習や練習試合を行う際の移動手段として自転車使用を希望する場合は、「自転車使用許可願」を作成する。顧問を通じて校長に提出し、許可された場合に使用できる。

(5) 外部指導者の活用

外部指導者と連携して部活動の運営を希望する場合は、部活動顧問を通じて校長に申請し、校長が認めた場合に校長が当該外部指導者に依頼する。依頼期間は、開始日から年度末までの単年度とし、継続を希望する場合は、新年度に再度依頼する。

(6) 活動経費について

生徒会費の予算から各部活動に消耗品を購入するための活動費を支出する。大会参加費やチーム登録料は、学校単位で出場する大会については生徒会費や教育振興会費から支出する。個人登録料については個人負担とする。

(7) スポーツ文化活動について

部活動の充実・深化を目的として、保護者主体の任意の活動団体（以下、スポーツ文化活動団体と呼ぶ）を設立することができる。ただし、設立できるのは1つの部活動につき1団体までとし、会則を制定するとともに、学校加入保険適用外であるので任意保険に加入することが望ましい。また、学校側から相談役を1人置き、活動日や活動時間、内容等について調整を図り、勝利至上主義の練習になったり、生徒の過度な負担となったりすることがないように配慮して活動する必要がある。

5 その他

(1) 部活動顧問の適切な指導について

- ア 科学的なトレーニングや合理的な指導方法を積極的に学び、短時間で効果が得られるよう、練習方法を工夫する。
- イ 顧問は、活動場所や施設、用具などの安全管理とともに、部員の健康管理及び事故防止と安全指導を行う。
- ウ いかなる理由があっても、部活動の指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

(2) 部長会による生徒の自主的、自発的な活動の推進について

- ア 生徒会活動の中に位置付けられている部長会の活動により、生徒の自主的、自発的な活動を推進させる。
 - ・各部活動での活動の成果や課題についての協議
 - ・中体連に向けての目標設定
 - ・壮行式における決意表明や選手宣誓
 - ・西中ミーティングにおける活動報告
- (・開会式の入場行進の練習指揮)